

○副議長（福島直子君）次に、大野トモイ君。

〔大野トモイ君登壇、拍手〕

○大野トモイ君 港北区選出の大野トモイです。

まず、本市施策における子供の意見を聞く取組について、第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、本年度に続き来年度案でも子供の意見を聞く取組が予算化されていることを評価します。子供の意見をどう計画に反映させるか、伺います。

子供の意見を聞く際には子供が意見を表明しやすくするための工夫や支援が必要と考えるがどうか、伺います。

山中市長、平原副市長、城副市長、伊地知副市長そして大久保副市長、こども基本法は第3条で子供の意見表明権を保障し、第11条は地方公共団体に対しこども施策に対する子供等の意見の反映を求めています。子供が意見を表明するためには、意見を表明する事柄について子供たちが正しい情報を適時適切に広く伝えられている必要があります。私が先日の議案関連質疑で再質問の後、議事進行までかけてこのことを問うたのは、これまで何度も質疑を重ねて指摘をし改善を求めてきたにもかかわらず、理解が不十分だと感じたからです。御理解の上、子供施策を推進することを強く求めます。

続いて教育長、鯉淵教育長とは子どもの権利条約、こども基本法の理念にのっとった教育施策について質疑を重ねてまいりました。令和4年第4回定例会での子供の権利やこども基本法への教師の理解は必須と生徒指導提要の改訂に触れながらの答弁、そして令和5年第4回定例会で子供の意見表明権を保障するための情報伝達の在り方について私が改善を求めた際の今後はこども基本法の理念にのっとって検討するとの答弁は大変意義深いものでした。今日は不登校児童生徒の校外の多様な学びの機会の確保についてです。

教育機会確保法やこども基本法の施行、生徒指導提要の改訂を経て、不登校児童生徒の支援に際しては登校という結果のみを目標とするのではなく、子供が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを重視するという在り方が広がり、専門家や関係機関とも連携協働しながらの重層的支援や個別最適な学びの重要性も認知されるようになりました。来年度予算案で校内ハートフルが拡充されていることを評価しますが、校内ハートフルを居場所や学びの場と感じる児童生徒ばかりではありません。校外の居場所や学びの場がもっと必要です。横浜子ども支援協議会と本市教育委員会の連携の内容と効果を伺います。

地域では様々な方たちがそれぞれに特色ある居場所や学びの場を運営していますが、協議会に加入していない団体も多くあります。地域の居場所や学びの場と子供たちを教育委員会が主体となつてつないでいただきたいのです。学校を居場所や学びの場と感じない児童生徒と校外の居場所や学びの場をどのようにつなぎ多様な学びの機会を確保していくのか、伺います。

校内ハートフルの全校整備、公設民営のフリースペースとしてハートフルみなみ、ハート

フル西部に続き、ハートフル北部の設置、子供たちの多様な学びの機会を確保するため、民間のフリースペースやフリースクール、オルタナティブな学びへの財政支援や公設民営フリースクールの設置の検討を求めます。

最後に、災害時要援護者支援について、本市が個別避難計画作成で優先する対象としている範囲は拡充が必要です。そして、障害当事者の声を反映した避難支援、地域防災拠点の運営を求めます。発災時の障害のある方々の支援方法を平常時から決めておく必要があるかどうか、また発災時、障害のある方それぞれの状況に応じた支援がなされるために、日頃からの地域の皆さんの障害への理解をどう促進していくか、お示してください。

以上です。（拍手）

○副議長（福島直子君） 山中市長。

〔市長 山中竹春君登壇〕

○市長（山中竹春君） 大野議員の御質問にお答えします。

本市施策における子供の意見を聞く取組について御質問をいただきました。

第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっての子供の意見の反映方法ですが、令和5年度は計画策定に向けて、小学生へのアンケートや青少年の居場所の利用者である中高生などに対してヒアリングなどを実施してまいりました。令和6年度は、こうした子供の意見も踏まえて計画素案を作成するとともに、計画素案に対しても子供から意見募集を行うなど子供の声を丁寧に聞きながら計画を策定してまいります。

本市施策に対し子供の意見を聞く際には子供が意見を言いやすくするための工夫や支援が必要とありますが、子供の年齢や発達に応じて意見聴取の方法を工夫していくことは大切なことでもあります。今年度実施した小学生アンケートでは、有識者の意見を踏まえ、設問や選択肢を端的かつ平易な言葉とするなどの工夫を行いました。国が今後示す自治体向けガイドラインなども参考に、効果的な手法を検討してまいります。

災害時要援護者支援と障害への理解の促進について御質問をいただきました。

発災時における障害のある方への支援方法について、誰がどのように支援策を立て、策定の進捗状況を把握し、推進を図るのか平常時から決めておく必要があるとのことですが、現在、障害者などの災害時要援護者の個別避難計画の作成を進めております。この計画は風水害を想定したもので、避難時の支援者や避難場所などを計画に記載しております。この個別避難計画は地震災害においても有効だと考えていますので、今後新たな地震防災戦略を策定する中で、個別の避難計画を含め具体的に支援策について検討をいたします。

地域で暮らす障害のある方に発災時それぞれの方の状況に応じた支援がなされるためには日頃からの地域の方々への障害理解の促進が必要とありますが、今回の能登半島地震を受け、災害への不安感を高めている方が多くいらっしゃると思います。災害時の助け合いには地域の協力が欠かせません。本市では横浜市地域福祉保健計画の地区別計画の策定などを通

じまして、地域における障害理解の促進に取り組んでいます。また、障害のある方への支援方法をまとめた冊子を活用したり、地域の方が参加する研修などで当事者から直接お話をいただくなどして理解が広まるよう引き続き取り組んでいきます。

以上、大野議員の御質問に御答弁をいたしました。

残りの質問につきましては教育長から答弁をいたします。

○副議長（福島直子君）鯉淵教育長。

〔教育長 鯉淵信也君登壇〕

〔傍聴席にて私語する者あり〕

○副議長（福島直子君）傍聴席の方に申し上げます。

再三注意を申し上げておりますが、御理解いただけない場合には、地方自治法第130条の規定により退場を命じますので、御承知おきください。

○教育長（鯉淵信也君）不登校児童生徒の校外の多様な学びの機会の確保について御質問いただきました。

横浜子ども支援協議会と教育委員会の連携の効果ですが、教育委員会が年6回開催する保護者の集いにおいて協議会に加盟する団体の紹介を行ったり、フリースクール相談会を両者で開催するなど保護者に対する情報提供を共同で行っています。また、加盟団体は不登校児童生徒の社会的自立を支援していることが明確であるため、学校が児童生徒の情報共有をしやすく指導要録上の出席扱いとする判断材料にもなっています。

学校を居場所と感じない子と校外の居場所をどうつなぎ学びの機会を確保するかですが、学校では担任やスクールカウンセラーなどが不登校の子供や保護者の相談に乗り、その子に合った学校での過ごし方を検討しています。その上で、学校外での居場所を探す児童生徒に対しては、ハートフルスペースなどに加え、スクールソーシャルワーカーなどがつながっている地域の居場所を紹介し連携して支援するなど、一人一人に合った学びの機会の確保に努めております。

以上、御答弁申し上げます。